

令和7年度 第1回 田辺市地域公共交通会議（龍神地域） 会議録

日 時	令和7年7月23日（水）午後2時00分から午後2時45分まで
場 所	田辺市役所本庁舎 5階 オペレーションルーム
出席者	計10名（代理出席1名）
欠席者	計2名
議 事	1 開会 2 議事 協議 第1号 自家用有償旅客運送について （特定非営利活動法人 ええとこねっと龍神村） 3 その他 4 閉会
1 開会	
2 議事	第1号 自家用有償運送旅客事業について（特定非営利活動法人 ええとこねっと龍神村）
議 長	協議事項について事務局から概要の説明をお願いいたします。
事務局	特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。） ええとこねっと龍神村から、龍神地域における自家用有償運送の実証運行に伴う、登録申請の申し出がございました。 本件につきましては、田辺市地域公共交通会議条例第1条の規定により、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項であることから、地域公共交通会議にお諮りする次第でございます。
議 長	それでは、協議事項第1号「自家用有償旅客運送事業について」、NPO 法人ええとこねっと龍神村から説明をお願いいたします。
NPO 法人	（資料に基づき運行概要について説明）
議 長	ただいま説明のありました、龍神地域における自家用有償運送旅客事業について、ご意見、

	ご質問等はございませんか。
A委員	二点、確認をさせていただきたいのですが、一点目は検証方法についてどのような形をもって6か月の見直しの際に検証を行うのでしょうか。 その方法について教えてください。二点目は実証運行終了後に協議を行うこととなっておりますが、この協議は地域公共交通会議を開催して行うのでしょうか。あるいは交通事業者・NPO法人ええとこねっと龍神村・市の三者間による協議となるのでしょうか。
事務局	まず一点目の検証方法については、実証運行の開始前及び期間中における路線バスの乗客数と本事業の利用者数等を比較する形で実施したいと考えております。なお、詳細な検証内容や具体的な方法については、交通事業者・NPO法人ええとこねっと龍神村・市の三者間で協議を行い、最善の方法を検討してまいりたいと考えております。 二点目については、今回、実証運行を行いたいということで地域公共交通会議を開催していることから、実証運行終了後には地域公共交通会議を開催し、実証結果について報告を行う予定です。
B委員	本事業による路線バスへの影響をお聞かせください。
事務局	本事業の実施にあたっては、一部区間において既存の路線バスと重複する区間があることから、何らかの影響が生じる可能性もあると認識しております。一方で、本事業を通じて新たな移動需要が生まれる可能性もあり、例えば往路は路線バス、復路は自家用有償運送を利用するなど、これまで公共交通を利用していなかった方々の新たな利用が期待されます。こうした新たな需要の創出により、結果として路線バスの利用促進にもつながる可能性があります。いずれにしても、路線バス事業者、NPO法人、住民、市のそれぞれにとって利点のある形を目指してまいります。
B委員	バスのダイヤと合う場合は、利用者のためにも選択肢の一つとして路線バスの利用を促していただきますようお願いします。
NPO 法人	本事業は運行時間に左右されない交通手段を提供することを目的としておりますが、あくまでもバス停までの移動が困難な方をバス停までお連れするなど、バスの乗車を促しながら、事業を進めたいと考えております。また、検証方法に関しては、利用者が路線バスに乗り継いだデータ等を収集したいと考えております。
C委員	何点かお伺いしたいことがございます。 まず、周知について、特に観光客に対してはどのように周知していくのでしょうか。 次に、実証運行開始日が10月1日となっており、実証運行期間が6か月となっておりますが、6か月と10月1日のどちらを優先しているのでしょうか。 また、窓口は何人体制でどのような形で進めていくのでしょうか。 加えて、業務前後の点呼は、特にリモートの場合はどのように行うのでしょうか。

NPO 法人	まず、地域内には連絡先を周知する予定ではありますが、観光客については地域の宿泊施設を介して連絡が入るのではないかと想定しております。 次に、窓口体制については、運行管理の責任者が1名で運行管理の責任者の代行者が2名おり、またアルコールチェックや体調チェックなどは運行管理の責任者と代行者の3名体制で行う予定です。 また、運行開始日については、本会議から準備期間を鑑みて10月1日からと考えております。 そして、業務前後の点呼については、特にリモートの場合には、携帯電話のビデオ通話機能を活用し、運行管理の責任者が映像を通じてアルコールチェックの様子を確認する形で実施します。また使用するアルコールチェック機器は約90件のデータを記録できる仕様となっております。
D 委員	申込みは事務所へ行うのでしょうか。あるいは運転手に直接連絡を行うのでしょうか。
NPO 法人	運行管理の責任者に申込みを行うという形ですが、運転手と知り合いなどで直接運転手をお願いする場合は、運転手から事前に運行管理の責任者に報告を行います。
D 委員	周知についてはどのようになされるのでしょうか。事務所に加えて運転手の個人名を公表するのでしょうか。
NPO 法人	現時点では運転手の氏名を公表する予定としており、運転手の了解を得ております。
議 長	少し整理させていただきたいのですが、基本的には運行管理の責任者に連絡が入り、そこから運転手に連絡が入るという認識でよろしいでしょうか。
NPO 法人	そのとおりです。
E 委員	安全に対するところについて、交通事業者の場合は各種法令によって非常に厳しい管理がなされております。しかし現状として自家用有償運送事業については、そこまでの法整備がなされていません。その中で一番心配になるのは、点呼の問題です。何かがあった際には本協議会も責任を負うことになります。やはり安全面が一番大事であり、人命にかかわることであるので、事故のないようにというこの一点をお願いしたいと考えております。
NPO 法人	アルコールチェックなどは厳しく検査を行い、それに違反した場合には厳しい処分を行いたいと考えております。また、基礎疾患を有する方については、登録前に運転に支障がないかどうかを確認するため、医師による診断を受けていただくことを予定しております。
議 長	運転手の健康管理はもちろん安全管理及び運行管理についても法令はもとより安全というのを第一に考えて運行していただきたいと考えております。 ほかにご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

	(ご意見、ご質問等なし) それでは、協議の第1号自家用有償旅客運送事業についてご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。 (異議なし：参加者全員の挙手を確認) ありがとうございました。原案どおり、ご承認いただきました。
3 その他	
議 長	その他といたしまして、委員の皆様からは何かございませんか。 (ご意見、ご質問等なし) これをもちまして、令和7年度 第1回 田辺市地域公共交通会議を閉会します。長時間にわたり、ご審議いただき、誠にありがとうございました。 【終了】